

検討のためのたたき台・その2

〔再改訂版〕

（第2－2 控訴審の判決宣告期日への
出頭を被告人に義務付けること）

第2-2 控訴審の判決宣告期日への出頭を被告人に義務付けること

1 考えられる制度の枠組み

- 1 (1) 刑事訴訟法第390条本文の規定にかかわらず、控訴裁判所は、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈され又は勾留の執行を停止されているものについては、判決を宣告する公判期日への出頭を命じなければならないものとする。
- (2) (1)にかかわらず、重い疾病又は傷害その他やむを得ない事由により被告人が公判期日に出頭することが困難であり、かつ、刑の執行のためその者を収容するのに困難を生じさせるおそれがないと認めるときは、被告人に判決を宣告する公判期日への出頭を命じないことができるものとする。
- (3) 裁判所は、(1)により出頭を命じた被告人が出頭しないときは、判決（次のアからウまでに掲げるものを除く。2本文において同じ。）を宣告することができないものとする。
 - ア 無罪、免訴、刑の免除、公訴棄却又は管轄違いの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決
 - イ 事件を原裁判所に差し戻し、又は移送する判決
 - ウ 無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の言渡しをする判決
- 2 控訴裁判所は、保釈又は勾留の執行停止を取り消された被告人が勾留されていないときは、判決を宣告することができないものとし、ただし、被告人が逃亡していることにより勾留することが困難であると見込まれる場合において、次のア又はイに掲げる判決について、これを速やかに宣告する必要があると認めるときは、この限りでないものとする。
 - ア 公職選挙法第253条の2に規定する刑事事件についての判決
 - イ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第13条第3項の規定による犯罪被害財産の没収又は同法第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の言渡しをする判決

2 検討課題

- (1) 出頭義務を課すべき被告人の範囲（上記1(2)）
 - 出頭義務を課される保釈中又は勾留執行停止中の被告人について、一定の場合には出頭を命じないことができるものとするか。

- (2) 被告人が期日に出頭しない場合の判決宣告の制限の範囲（上記 1 (3) 及び 2）
- 保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が出頭しない場合において、一定の場合には判決を宣告することができるものとするか。
 - 保釈等を取り消された被告人の所在が分からず、勾留が困難な場合において、一定の場合には判決を宣告することができるものとするか。